

最新 判決 研究

架空仕入・架空支払手数料に係る 「隠蔽・仮装」と「偽りその他不正の行為」

東京地裁令和7年8月28日判決（令和5年（行ウ）第348号）

筑波大学名誉教授・弁護士・税理士 **品川芳宣**

一、事実

(1) X（原告）は、平成23年に設立された株式会社であるが、平成28年4月1日から令和2年3月31日までの各事業年度（以下「本件各事業年度」という。）分法人税等をそれぞれ法定申告期限までに確定申告（以下「本件各確定申告」という。）をしたところ、国税局による査察調査を受け、Xの総勘定元帳に実際には存在しない仕入高及び支払手数料が計上されている等の指摘を受け、同指摘を受け入れ本件各事業年度について修正申告（以下「本件各修正申告」という。）をした。

これに対し、所轄税務署長は、令和4年6月29日付で本件各事業年度分法人税に係る重加算税（総額623万円余）等の賦課決定（以下「本件各処分」という。）をした。しかし、Xは、本件各処分につき、①Xには、「隠蔽又は仮装」の意図がなく重加算税の賦課要件は充足していない、また、②平成29年3月期分については国税通則法（以下「通則法」という。）所定の期間制限を徒過しているとして、国（被告）に対し、本件各処分の取消し又は過少申告加算税の額を上回る部分の一部取消しを求めて、本訴を提起した。

(2) 本件各処分に係る事実関係は、次のとお

りである。

- ① Xは、平成29年3月期元帳の前渡金勘定において、前期から繰越された前渡金勘定の残高5542万円余を全て仕入高勘定に振り替えた（そのうち、U社との入出金の差額2600万円余を以下「本件仕入高」という。）。
- ② Xは、S社との間でコンサルティング契約書（以下「本件コンサルティング契約書」という。）を作成し、その手数料等に係る入出金との差額1500万円及び令和2年3月期元帳の前渡金勘定の残高4500万円を支払手数料勘定に振り替えた（以下「本件各支払手数料」という。）。
- ③ Xは、平成29年3月期から令和2年3月期に係る税務調査で判明したX代表者の個人的費消額2499万円余を同人に対する貸付金として処理し、貸付金利率を年1.7%としたが、当該受取利息相当額を計上しなかった。
- ④ 帳簿の資産勘定に計上されていないS社に対する貸付金（以下「本件S社貸付金」という。）に係る受取利息相当額（③を合わせて以下「本件各受取利息相当額」という。）を益金の額に算入しなかった。

二、争点及び当事者の主張

1 争点

本件の争点は本件各処分の適法性であり、具体的には、次のとおりである。

(1) 本件各処分全体について

Xが、本件仕入高及び本件各支払手数料を計上

し、本件各受取利息相当額を除外して本件各確定申告をしたことが、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し（以下「隠蔽仮装行為」ということがある。）、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出したこと（通則法68①）に当